

マイナンバー制度施行（平成28年1月1日以降）に伴う軽自動車の 自動車重量税還付申請書（OCRシート4号の3）の改正について

平成28年1月1日以降にマイナンバー制度が施行されることに伴い、自動車重量税還付の申請を行う場合は、個人番号または法人番号の記載が義務づけられることとなり、登録自動車については、新様式のOCRシート（3号の3）の使用が必要である旨、和整振瓦版9月号にてお知らせしました。

今般、軽自動車についても自動車重量税還付申請書（OCRシート4号の3）の様式を改正する旨、軽自動車検査協会より通知がありましたのでお知らせいたします。

ただし、解体届出（自動車検査証返納を伴うものを含む。）のみを行う場合は、平成28年1月以降においても、改正前の様式を使用することは差し支えありません。

つきましては、整備事業者が自動車重量税還付の代理申請を行う際は、登録自動車と同様に、下記事項の確認及び書類の提示が必要となりますので、ご留意お願いいたします。

記

【代理人が当該申請をする場合の確認事項及び必要書類】

1. 代理権を有することの確認（申請依頼書などの申請者からの委任状）
2. 代理人の身元確認（代理人の個人番号カード、運転免許証等）
3. 番号の確認を行える書類（申請者本人の個人番号カードの写し、通知カードの写し、マイナンバーの記載された住民票の写し等）

参考：内閣官房ホームページ（マイナンバー特設ページ よくある質問（FAQ））

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html>

（Q4-3-2 代理人から本人のマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、どのように本人確認を行うのですか？）

以上